

マイナンバー制度



① 確認しておきたい

マイナンバー取扱いの要点

① マイナンバー制度とその対応の要点

1 制度の目的等

平成二八年一月にマイナンバー制度の運用が始まってから、二年になるうとしています。平成三〇年一月からは、預貯金情報へのマイナンバーの付番も開始され、J Aでは、お客様からマイナンバーを取得することが今よりも増えてくると思われる。そこで、本稿では、マイナンバー制度とその対応の要点をおさらいするとともに、この二年間に行われた主な制度変更を概説します。また、個人番号を取り扱うための「プリンスプル」行動規範について述べます。

マイナンバー制度は、「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」(以下、「マイナンバー法」という)などに基つき、個人番号(マイナンバー)を、住民票を持つ一人ひとりに付与するものです。この制度の目的は、次の三点です。

① 公平・公正な社会の実現

これまで、様々な書類にちらばっていた情報、個人番号により一元管理できることで、個人の正確な所得の把握が可能になり、不当に税負担を免れることや、社会保障での不正な給付金の受給といった不正を防止すること。

② 行政の効率化

個人番号の提示や各種申請書

への番号記載により、行政事務の作業を大幅に削減することができる。

③ 国民の利便性の向上

国民にとっては、これまで年金の受領や税務署への申告等の際にそれぞれ必要とされた各種申請書類等の一部が不要になり、手続きが楽になること。

ここで「個人番号」とは、住民票コードを変換して得られる一二桁の数字であって、その住民票に記載されている者を識別するために指定されるものをいいます。個人番号は、原則とし

行方国際法律事務所 弁護士 行方 洋一

1996年弁護士登録。2003～2006年金融庁検査局(専門検査官・専門教育担当者)。2013年8月に現事務所を開設し、現在に至る。主な取扱分野は、金融機関におけるコンプライアンス・内部統制(内部管理)、ガバナンスに関する業務、金融関連法など。



マイナンバー制度

② 貯金口座付番の概要と 求められる対応

1 マイナンバーの貯金口座付番とは

平成三〇年一月一日より、マイナンバー（個人番号）の預貯金口座への付番が始まります（注）。

マイナンバーの預貯金口座への付番とは、金融機関の預貯金口座をマイナンバーや法人番号と紐付けて、社会保障の資力調査や税務調査のために利用したり、金融機関破綻時の口座の名寄せのために利用したりする仕

組みのことです（預貯金口座付番）。

この預貯金口座付番の開始に伴い、金融機関は、預貯金者であるお客様の情報を、そのお客様のマイナンバーや法人番号によって検索可能な状態で管理することが必要になります（国税通則法七四条の二三の二）。

本稿では、主にJ Aに関する事項を取り上げる関係上、この

「預貯金口座付番」を「貯金口座付番」とし、J Aに求められる対応を解説していきます。本稿において引用する条文は、貯金口座付番開始時点のものとします。

なお、前述のとおり、貯金口座付番はマイナンバーのみならず法人番号をも対象とするものですが、紙幅の都合上、本稿ではマイナンバーの取扱いに係る対応のみを取り上げます。また、マイナンバーの取扱いについても、本稿では、従来から（例えば、法定調書作成のためのマイナンバーの取扱いについ

て）必要であった対応についての詳細は基本的に省略し、貯金口座付番の開始に伴って新たに必要となる対応を主として取り上げます。

（注）個人情報保護に関する法律及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の一部を改正する法律（平成二十七年法律第六五号。以下、「平成二十七年改正法」という）附則一条六号、個人情報保護に関する法律及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の一部を改正する法律の一部を定める政令（平成二八年政令第四〇六号）。

大手町総合法律事務所
弁護士 高丸 涼太

弁護士（第一東京弁護士会所属）、元日本弁護士連合会事務総長付特別嘱託。主な取扱業務分野は、知的財産法（特許法、著作権法等）、情報法（個人情報保護法、マイナンバー法等）、経済法（独占禁止法、景品表示法等）、PPP・PFI等。現在、農業経営のプラットフォーム「アグリウェブ」（運営：農林中央金庫）にて法律コラムを連載中（<http://www.agriweb.jp/top>）。

解説

二〇一八年の推進に役立てる

最近の

年金制度改革のポイント



株式会社
IICパートナーズ
大森 祥弘

明治大学農学部農業経済学科卒業。J A 共済連全国本部にて確定給付企業年金に関する業務を経験後、トヨタ系メーカーを経て退職給付債務の計算・企業年金コンサルティングの老舗である株式会社IICパートナーズに入社。

本

稿は、二〇一八年の推進活動に活用していただくため、組合員に特に関係する公的年金（国民年金と厚生年金）の法改正と仕組みを解説します。

また、大規模な年金の支給漏れが本年九月中旬に発覚しましたので、原因となった仕組みにも触れます。

組合員が抱いている公的年金への不安を推進のチャンスに変え、地域での信頼感をさらに増すため、知識のアップデートを図りましょう。

1

振替加算の届出不要化
(平成二九年一〇月予定)



九月中旬に大きく報道された年金支給漏れに関連して、振替

加算を受給するための届出が必要であった一部のケースで、その届出を不要化する国民年金法および厚生年金保険法の施行規則改正が行われます（公布日は一〇月中旬以降を予定）。

今般の支給漏れは振替加算が原因とされていますが、振替加算という言葉は馴染みが薄く、

理解しにくいと感じられる方が多いのではないのでしょうか。

また、振替加算は加給年金という仕組みとも密接に関連しており、年金支給漏れの内容を理解するためには、まず加給年金と振替加算の仕組みを理解する必要があります。そこで、順を追って確認しましょう。

1

加給年金



加給年金の仕組み

加給年金とは、厚生年金の受給権を得た方が、
・厚生年金に二〇年加入している

・受給権取得時に生計を維持（注）している配偶者や子（原則二〇歳未満）がいる
といった要件を満たすことで、厚生年金に一定額が加算される仕組みのことです。

—2017年—

特 別 企 画

重要判例解説ダイジェスト



弁護士
(元大阪高等裁判所判事)
黒田 直行

2017年も、金融界に大きな影響を及ぼす判例が数多く出されました。12月号では、毎年恒例の特別企画として、重要判例をダイジェストで紹介いたします。本誌や判例誌に掲載されたもののうち、JAの業務に深く関わる13の判例解説を、1年間のおさらいとしてご活用ください。

【事案】

1 (取引一般) ……
社会福祉法人の理事・会長が理事会の承認なく締結した金融商品購入契約と表見代理の成否(東京高判平成二八・八・三一金融・商事判例一五〇二号一六頁。本誌五五五号五五頁参照)

① 保育所を経営する社会福祉法人X(以下、「X法人」という)の理事Aは、理事会の承認決議を受けることなく、会長B名義でX法人のためにY証券会社(以下、「Y証券」という)との間で、仕組債購入契約(本件契約)を締結し、Y証券に対して代金一億円を支払った。

判決要旨

X法人の理事Aが定款上必要な理事会の承認なくY証券との間で本件契約を締結したが、Y証券は、本件契約締結に際し、X法人から「X法人の定款上必要とするすべての手続きを得ていることを確認する」旨記載したA作成の確認書を徴求したものの、理事会の議事録の写しの

〈掲載項目〉

- 1. 社会福祉法人の理事・会長が理事会の承認なく締結した金融商品購入契約と表見代理の成否
- 2. 共同相続された普通預金債権・通常貯金債権および定期貯金債権と遺産分割の対象性
- 3. 定期預金債権・定期積金債権の共同相続による当然分割の有無
- 4. 誤振込と銀行の損害賠償責任
- 5. 一 信用保証契約について融資実行後「主債務者が中小企業の実体を有しないこと」が判明した場合と保証契約の要素の錯誤
二 金融機関の主債務者に関する調査義務違反と信用保証協会の免責
- 6. 民事再生申立の意思を隠して貸付を受けた会社代表取締役の責任
- 7. 債権譲渡通知とみなし到達特約の適用
- 8. 相続税節税目的の養子縁組の効力
- 9. 農業従事を理由とする寄与分
- 10. 自筆証書遺言の花押と押印の要件
- 11. 仮差押えされた地上建物の強制競売手続による売却と民事執行法上の法定地上権の成否
- 12. 自動車保険の解約返戻金請求権の差押債権者による解約権行使の可否
- 13. 弁護士会照会に対する報告拒絶と弁護士会に対する不法行為責任

② X法人は、Y証券に対して、「本件契約は、理事会の承認を受けることなく締結されたものであるから、無効である」と主張し、不当利得返還請求権に基づき、代金一億円と利息の支払いを求める本件訴訟を提起した。
③ Y証券は、「Y証券は、本件契約を締結するに際し、X法人理事会の承認があると信じ、そのように信じるにつき正当な理由があったから、民法一〇条の類推適用により、X法人は、本件契約上の責任を負う」と主張した。